

# 大阪総合会計ニュース

## 第15号

2024年8月1日

### 経営理念

- 一、事務所は、中小企業経営の健全な発展と多面的な要求の実現をめざします。
- 一、事務所は、納税者の権利擁護と、税制・税務行政の民主化の運動をすすめます。
- 一、事務所は、所員が学問の成果に学び専門的知識を身につけることをめざします。
- 一、事務所は、所員が、文化的で豊かな生活を営む拠点となることをめざします。
- 一、事務所は、以上の課題を実現するため多くの人々との協力をひろげます。

発行 大阪総合会計事務所

大阪府中央区高麗橋2丁目2番7号 東栄ビル3階  
TEL 06(6202)9251 sougoukaikai@z-osk.jp

発行人 竹内 克謹



暑中お見舞い  
申し上げます

北浜の歴史シリーズ

第15回

## 中之島公園

中之島は大川(旧淀川)の中央にある細長い中洲で、この東の先で大川が2つに分かれ、北側が堂島川、南側が土佐堀川と呼ばれています。江戸時代、ここには諸藩の蔵屋敷が集まり、大阪が天下の台所と呼ばれることになりました。中之島公園は1891年(明治24年)に大阪市営公園として整備された、オフィス街のど真ん中にある公園です。写真は難波(なにわ)橋から撮ったものですが、東側一帯はバラ園になっており、春と秋にはバラの花でいっぱいになります。(写真・文/西岡 英利)

## インボイス・電帳法・定額減税

所長 竹内 克謹よしなり

6月支給分給与からスタートした1人あたり所得税3万円、住民税1万円の計4万円の定額減税。実施直前に岸田首相が述べた「給与や賞与の支払い時に減税の恩恵を国民に実感していただくことが重要であり、給与明細に明記されるようにする……」といういかにも政府が国民に対して「減税してやった」かのような発言を読者の皆さんはどう受け止められたのでしょうか。

そもそも定額減税は、「賃金上昇が物価に追いついていない国民の負担を緩和するには、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税・個人住民税の減税が最も望ましい……」というのが立法の趣旨です。ところが関与先の給与台帳を調べてみると、毎月の源泉所得税は5,000円〜1万円台クラスが過半数を超え、賞与と年末調整でやっと年内に減税額に達するという実態が浮かび上がってきました。毎月の所得税の減税額では追いつかないスピードで物価は上昇しており、7月からは電気代・ガス代的大幅値上げも予定されています。しかも予定納税のない個人事業者にとっては減税を受けられるのは来年の確定申告を待たなければならず、国民の負担の緩和には程遠いというのが実際のところではないでしょうか。

昨年10月から導入されたインボイス制度では私たちが懸念してきたとおり免税事業者が取引から排除される例が後を絶たず、課税事業者には一層複雑化した消費税の計算による申告納税に多大な時間と労力がのしかかっています。また、今年1月の電子帳簿保存法の施行により、これまでどおりの紙ベースによる書類の保存だけでなく電子帳簿による保存が義務付けられました。その上さらに、今回の定額減税の源泉徴収事務を事業者に押し付けました。このようなやり方に「中小零細事業者にどれだけ多くの費用や労力の負担をかければ気が済むのか」との声が聞こえてきます。「生活者・事業者への支援」というならば、定額減税ではなく、新型コロナウイルス禍での10万円一律給付の「特別定額給付金」のように現金支給による給付金が即効性の点では優れていると考えるのは私だけでしょうか。

岸田首相の発言には、国民の負担を緩和ではなく、来るべき解散総選挙に向けて支持率回復を目論む意図が見え隠れしています。

# 2024年度の税制改正

## 西岡 英利

2024(令和6)年の税制改正で重要な部分だけを解説します。今回の定額減税は、もともと低所得者への給付とセットになっていて、最初からすべて給付にすれば簡単でした。しかし、岸田首相が減税をしているというポーズを国民にアピールしたいがために、わざわざ複雑で、全く無駄な作業を国民に強いることになり、混乱しています。

### 1 所得税、住民税の定額減税

#### (1) 内容

すでに今年6月の給与から、所得税3万円、個人住民税1万円の減税が始まっています。ただし、合計所得金額1,805万円(給与収入では2,000万円)超の高額所得者は対象外となります。

#### ■所得税3万円

①給与所得者は、今年6月の給与の源泉徴収税額から控除し、控除しきれない場合は、翌月以降も12月まで、給与から順次控除します。

②公的年金等(老齢年金)の受給者は、今年6月に受ける年金の源泉徴収税額から控除し、控除しきれない場合は、その次の年金等から順次控除されます。

③不動産所得・事業所得等の場合は、令和6年の第1期予定納税から減額され、それ以外の場合は確定申告で減税されます。

#### 〈注意点〉

①この控除額は、住宅ローン控除等の税額控除後の金額から控除します。

②この控除額は、本人だけでなく同一生計配偶者及び扶養親族1人につき所得税3万円の控除もありますが、もし年の途中で扶養親族の人数が変わった場合には、毎月の減税作業はそのまま、年末調整で過不足調整を行います。

#### ■住民税1万円

住民税については、例年どおり各自治体から

送付される通知書に従って給与から控除・納付をします。

### (2) 定額減税しきれない者への調整給付

年調減税作業でも控除しきれない定額減税額については、令和7年に各市町村から給付金として給付されます。

### 2 住宅ローン控除の借入金限度額の拡大(子育て支援特例)

#### (1) 対象者

①年齢40歳未満で配偶者を有する者  
②年齢40歳以上で、年齢40歳未満の配偶者を有する者  
③年齢19歳未満の扶養親族を有する者

#### 〈注意点〉

単身者、扶養親族を有しない40歳以上の夫婦などは対象者となりません。

#### (2) 内容

右記(1)の対象者が、認定住宅の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をし、その住宅等を令和6年1月1日から12月31日までの間に居住のように供した場合には、借入限度額は次のとおりアップすることができます。

①家屋が認定住宅(認定長期優良住宅・低炭素建築物)の場合……5,000万円

②家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅の場合……4,500万円

③家屋がエネルギー消費性能向上住宅の場合……4,000万円

### 3 中小企業向け賃上げ促進税制(法人税の改正)

従業員の賃上げを行えば、法人税が減額さ

れる制度で、今回、さらに強化されました。

紙数の関係上、中小企業向けの改正のみを説明します。1つ目は、中小企業は赤字企業が多く、この制度の恩恵を受けられない企業が多いため、新たに控除限度額の5年間の繰越しができるようにになりました。2つ目は雇用環境を改善するための、教育訓練費の上乗せ要件が緩和され、また、働きやすい職場づくりや子育てと仕事の両立支援などに積極的な企業に対する控除率がアップされました。

①控除率の上乗せを見直し、最大税額控除率が40%から45%に拡大されました。

②厚生労働省のくるみん認定、えるぼし認定などに取り組む企業には税額控除率が5%加算されるようになりました。

③赤字企業など当期の税額から控除できなかった額は5年間の繰越しができるようになりました。

### 4 交際費等の損金不算入制度の見直し及び延長

資本金1億円以下の法人の交際費等の損金算入額は、「支出交際費等の金額のうち年800万円までの額」「接待飲食費の額×50%」のいずれかの額とします。この規定は3年間延長されました。

交際費等の範囲から除外される(交際費等に入れない)飲食費は、これまで1人あたり5,000円以下でしたが、令和6年4月1日から1人あたり10,000円以下に引き上げられました。この場合、領収書の裏などに、飲食等に参加した人数、得意先、仕入先など事業に関係のある者等の氏名、名称などの記載が必要です。

### 5 令和6年から適用される贈与税の改正

#### (1) 相続税計算における生前贈与加算の改正

相続税の計算において、相続又は遺贈により

財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から受けた贈与財産については、生前贈与加算しなければなりません。これが、令和6年からは相続開始前7年以内に贈与により受けた財産に適用となりました。ただし、相続開始前3年以内に

取得した贈与財産以外の贈与財産にあつては、その贈与財産の価額の合計額から100万円を控除した残額を相続税の課税価格に加算します。

また、この改正には経過措置があり、(表1)のように、相続開始日が令和8年12月31日まで(表1①)は加算対象期間は従来と同じ相続開始前3年間となります。

表1

	贈与者の相続開始日	加算対象期間
①	2024(令和6)年1月1日～ 2026(令和8)年12月31日	相続開始前3年間
②	2027(令和9)年1月1日～ 2030(令和12)年12月31日	2024(令和6)年1月1日～ 相続開始日
③	2031(令和13)年1月1日～	相続開始前7年間

#### (2) 相続時精算課税制度でも110万円の基礎控除が受けられる

相続時精算課税制度の適用を受けると、総額2,500万円までの特別控除があり、2,500万円までは贈与税が無税になります。しかし、この制度の適用を受けると、暦年贈与課税には二度と戻ることができません。2,500万円を超える部分については、20%の税率が課されます。今回の改正では、相続時精算課税制度の適用を受けた人にも、暦年課税の110万円の基礎控除が設けられました。たとえば、特定贈与者から2,600万円の贈与を受けた場合は、これまでであれば、100万円に20%の贈与税が課税されましたが、この改正で110万円の基礎控除がありますから、無税となります。

# 事前通知は儀礼ですか？

## —この1年間の税務調査から—

税理士 竹内 克謹 よしなり

### 毎年のように起こる 事前通知事項の漏れ

この1年間で関与先が受けた税務調査は法人で5件、個人1件、それに相続税1件の合計7件でした。

新型コロナウイルスの5類への移行を待っていたかのように、課税部門は違いますが同一税務署から立て続けに3件の税務調査の連絡が入った昨年5月、そのいずれもが表1に掲げる11項目の『事前通知事項』のいずれかが欠落したものでした。

でした。

この場合、私たちの事務所では調査当日、調査官に通知事項の漏れた税務調査は違法性が高いことを指摘し、そのような調査を納税者は受ける義務はないことを伝えるとともに文書による謝罪を要求しています。特に今回の場合は同一税務署ということもあって統括官にも連絡し、対応を求めたところ「法人部門の統括官で会議をし、今後このようなことが起こらないよう署内で事前通知の徹底を図る文書を回覧する」という回答を得ましたが、要求した文書に

よる謝罪はなく、その後調査を継続する連絡もありません。  
今回担当した税務署員はいずれも経験の浅い財務事務官。税務署内で国税通則法に関する教育が十分にされていないことをうかがわせる事例でした。

### めくるページに手が止まる

事前通知のハードルを越え、実際に調査があった事例の中での特徴は、やはり記帳の漏れ、計算の間違いでした。丹念に総勘定元帳を調べる調査官は、辻褄の合わない取引にはページをめくる手が止まります。預金から振込支払いされた金額が現金出納帳にも記載があり経費が二重に計上されていた、建築士への支払いで源泉所得税を徴収していない、車の修理費の領収証を紛失していた、外注費の請求書から仕掛工事の漏れが見つかった等々、金額的には些少なだけに日常の経理事務や決算作業でもチェックがされず見落とししていたケースです。これらの例の判断基準は間違っているか否かですが、納税者が争ったのは退任した役員に対して支給した社員としての給与です。相談役的な存在としての対価を支払ったものでしたが、勤務実態など質問され、製造過程の技術指導など記録を挙げて説明できたため納税者の主張どおり給与として認められました。記録を残しておく大切さを再認識したケースです。

### 預金の動きに 目を光らせる調査官

相続税の申告では、土地や株式の財産評価に申告書作成までの時間が費やされますが、税務調査となると財産評価よりも生前に相続財産を減少させるような不自然な預金の引き出しがなかったかなど預金の動きが中心となります。「自宅の工事代金の支払いが請求書よりも多く支払われているが、この理由は？」「親族名義の預金に振り込まれている、生前贈与と思われる

がこの通帳の管理は受贈者が行っていたものか？」などの疑問点が指摘されています。相続税の場合、預金を引き出した本人が亡くなっているのに調査を受ける相続人もわからないことが多く、関係者に聞き取りをしながら調査官の質問への回答を準備している最中です。今回の調査も着手からすでに3か月が経過していますがまだ決着がついていません。この調査の教訓については次号で報告させていただきます。

### おわりに

税務調査終了時に問題点を整理し、指導事項として今回に限り課税を免れるケースもありますが、修正申告を余儀なくされると追徴税額を納付した上、過少申告加算税、延滞税の負担も膨らみます。それを考えると日頃の正確な記帳が大事だと税務調査に立ち会う度に痛感します。

表1

### 国税通則法第74条の9に定められている 事前通知事項

1. 実地調査を行う旨
2. 調査の相手方である納税者の氏名及び住所又は居所
3. 調査を行う当該職員の氏名及び所属官署
4. 調査開始日時
5. 調査開始場所
6. 調査対象項目
7. 調査対象期間
8. 調査の目的
9. 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
10. 調査開始日時・調査開始場所の変更に関する事項
11. 事前通知事項以外の事項も非違が疑われることとなった場合には、当該事項に関し調査できる趣旨

